

行動隊員の活動マニュアル

(各部の業務詳細指針に基づく)

平成 26 年 11 月

前原町四丁目自主防災会

行動隊員の活動マニュアル

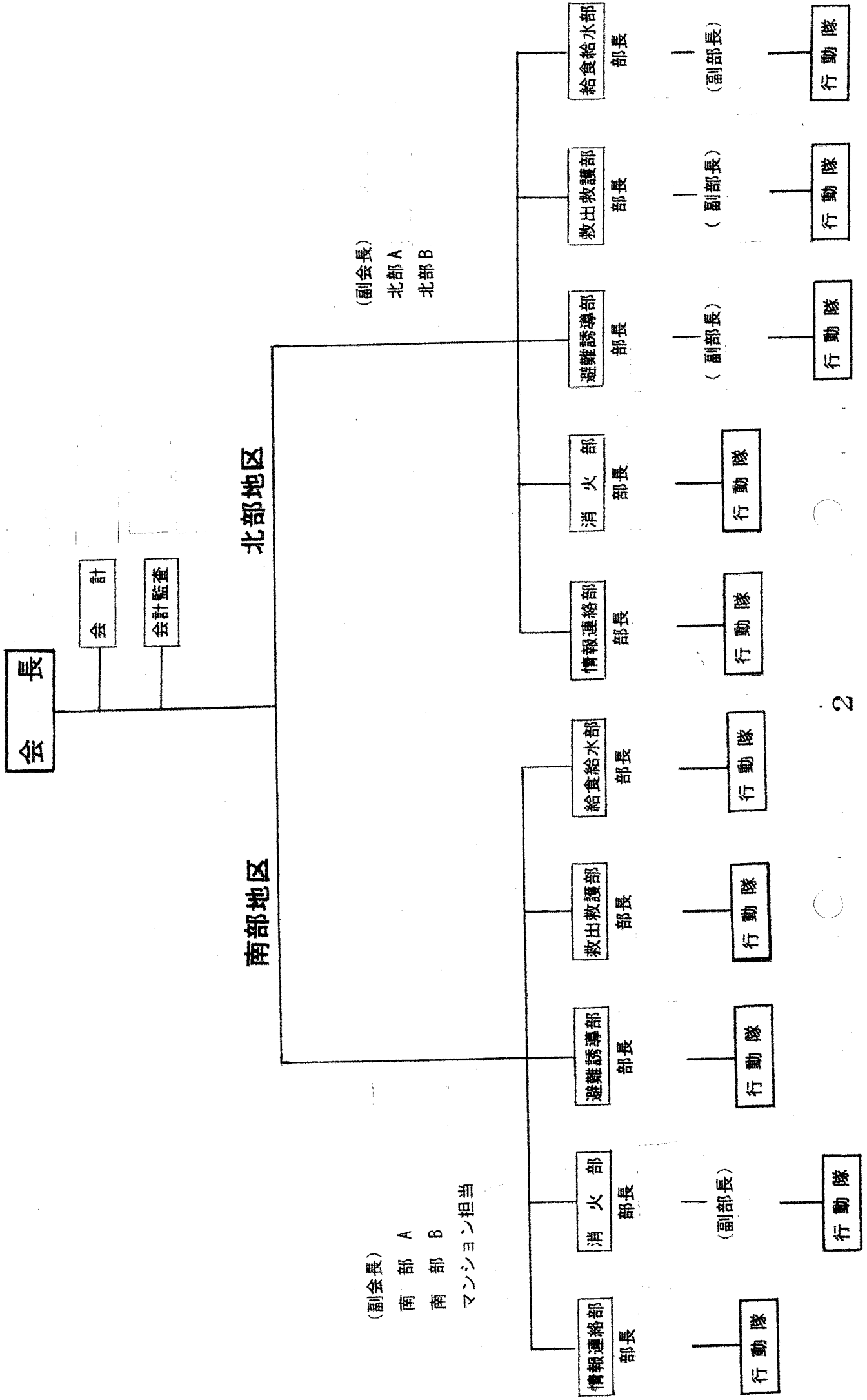
対策本部が立ち上がれば、各専門部に指名された行動隊員が、逐次、本部に集合して来ます。各部長はそれぞれの担務の業務内容を、その部に配属された行動隊員に説明を行い、直ちに行動を起こしてもらう事となります。その為には、集合した行動隊員に対し、すべき具体的な仕事の指示をしなければなりません。

よって、事前に担当部のすべき業務内容を分析し、直ちに行動隊員に指示出来る様、取りまとめをする必要があります。

専門部ごとに行動隊員のすべき業務を中心に、取りまとめたのが「行動隊員の活動マニュアル」です。

- (注) - 1 集合した行動隊員には、隊員用ベストを渡し、ガムテープに所属部氏名を書き、ベストに貼り付けてもらう事。
服装は長袖、長ズボン等で動きやすい物を着用してもらう事。
- (注) - 2 行動隊員は本部に集合する際、自分の周辺の情報(状況)を出来る範囲で把握し、本部の関係する部にその内容を報告する。

前原町四丁目町会自主防災会組織人事一覽表 (平成26年度)



情報連絡部・・・活動マニュアル

1. 震度5強以上の地震で本部(丸山台集会所)に集合
2. ベストの左上にカラーテープで所属・自分の名前を記入して貼る カラーテープは情報部で用意・・・5色
3. 担当グループごとに分かれる

●緊急度の高い作業を優先する・・・ (一番緊急度の高いのは人的被害と火災の発生に対する処置)

担当グループ 1.情報の収集 2.専門部への情報の伝達 3.市の災害対策本部・消防・警察に連絡

1. 情報の収集グループ (2.救助隊への伝達担当および3.官公署への連絡担当も同時に情報を確認して行動する)
 - イ. 町内の情報(班長・部長等からの報 ①場所の確認(地図で) ②状況の確認(人数など) ③連絡(救助隊と官公書)

人的被害の発生状況	処 置
火災家屋	①救助*と消火 但し、大規模火災が発生した場合は住民の避難を最優先とする
倒壊家屋の下敷き	①救助* ②火災発生の防止
電柱・塀等の下敷き	①救助*
車内閉じ込め	①救助* (*救助については救出後のけがの処置・病院搬送を含む)
落下や転倒	①救助*
道路の障害	①電柱や塀などの倒壊 ②車の立ち往生 ③その他の被害 → 場所と状況の確認

ロ. 集計表の作成・・・所定の用紙に書き込み→経時変化するので状況に応じて、または一定の時間ごとに作成する

ハ. 掲示板に添付・・・ベニヤに貼る。できれば地図と一緒に貼る

2. 専門部への伝達グループ・・・収集した情報を関係部へ直ちにメモ、地図で連絡する

専門部から情報を収集し収集グループに伝達
3. 官公署への連絡グループ・・・人身事故、火災の報告をするとともに消防・救急車の出動が可能かも確認する

消防・救急車の出動ができない場合の対応

●緊急度の高い作業がおさまってから

担当グループの内容変更

1. 町内の情報収集処理 2. 外部からの情報収集処理 3. 専門部・町内・官公署への情報伝達

町内の情報処理グループ

イ. 町会員の安否確認

ロ. 避難状況

ハ. 給水・給食の必要性

2. 外部からの情報処理グループ

イ. 災害対策本部からの情報処理

避難所開設の有無 給食給水の有無 炊き出し応援があるか

ロ. 消防署・警察署からの情報処理

ハ. その他の情報

周辺店やの開店状況

3. 専門部・町内・官公署への情報伝達グループ

イ. 専門部への伝達・・・その都度メモ・地図等で伝達

ロ. 町内への伝達・・・掲示板およびハンドマイクで伝達

ハ. 官公署への伝達・・・町内の日強事項を伝える

消火部 (活動マニュアル)

消火活動とその後の巡回等の業務を行う

1) 必要な道具の収集

防災倉庫より必要な道具等搬出、整理、出動の準備
班員等により搬入された器具等の整理と出動の準備

2) 情報の収集

情報連絡部、班員、班長、部長等により収集した情報を整理し、地区毎に整理をする。特に火災発生については詳細な情報をつかむ事。

3) 火災、事故等の現場確認

応援要請が出た場合、収集した情報の現場を地図上に落とし、地番を確認すると共に、行動隊員にその情報を伝達する一方、消防署へ消火の要請を行う。

4) 現場よりの情報の収集

現場よりの消火活動については、情報が入り次第、時系列的に整理を行ない、記録を残す。

5) 現場への出動指示 (現場出動の要請を受けて)

(1) 消火器、消火ホース、バケツ等を持ち現場へ出動し、消火活動が始める。
5～6人の行動隊員を一編成とするが、状況に応じて変更する。

(2) 該当する家屋の消火活動が困難な場合は、無理をせず、周辺家屋への延焼防止活動に切り替える。
ホース等による消火、冷却活動、燃えやすい物の移動等

(3) 本人又は近隣の人達の一時的避難場所への誘導が生じた場合は、班単位で行動するように指導する。

(4) 救助の必要が生じた場合は、救出救護部と一体行動を取る。

(5) 現場での状況は、逐次、本部の消火部へ報告を行う事。

口頭、メモ、地図等による報告

(6) 消火活動が終了した段階で、出火元に火災の発生原因について、出来る範囲で聞き取りを行う事 (後日、消防署への対応の為)

(7) 消火活動が終了したら、地域内の見回りを手分けして行い、再発火の防止に努める (防犯対策にも役立つ)

救出救護部 (活動マニュアル)

本部グループ、救出活動グループ及び救護活動グループに別れて活動する。

1 救出活動

- 1) 防災倉庫及び各自が持参した道具等を、搬送し出動の準備をする。
- 2) 部長は班編成とリーダー指名する(5人程度を1組とする)
- 3) 情報連絡部より応援要請(メモ、地図等による)を受けたら、指示された組は道具を持って、現場へ急行する。
- 4) 到着後速やかに状況を聞き取り、手順を決め、救助に取り掛かる。
既に町会員が活動していたら、協力して作業を行う。
- 5) 被災者を救出する際は、安全を第一と考え、独断で行動をしない。
- 6) 被災者に出血がある場合は、速やかにタオル等で患部を強く結ぶ。
- 7) 被災者の救護処置所への搬送方法は、状況を見て決める。
(自力歩行、肩貸し、おんぶ、担架等)
- 8) 救出後、呼びかけに反応がない場合(気絶等)、担架等で救護処置所へ搬送する(看護師グループも判断を仰ぐ)
- 9) 救出活動が終了したら、本部へ伝達後、新たな指示を受ける。無い場合は本部に戻る。
- 10) 本部は完了報告が届いたならば、応援要請書に記録をお行い、情報連絡部に伝える。

2 救護活動

- 1) 救護処置所を南、北地区にそれぞれ2か所を設置する。
南地区：ぐみの木公園他 北地区：ハナミズキ公園他

- 2) どの救護処置所の担当か、隊員は指示を受ける（図面等による指示）
- 3) 防災倉庫よりの道具の搬出及び班員による器具の持参の整理を行い、出動の準備を整える。
- 4) 病院に搬送する時の、車と人を確保する（事前に用意する必要がある）
- 5) 搬入された負傷者を、看護師グループに依頼して下記の区分けを行う。

（ 区 分 ）	（ 内 容 ）
A: 処置所で手当とする人	擦り傷、軽い切り傷等軽傷な人
B: コスモスへ搬送する人	現状では医師がいない為、対応は不可
C: 医療機関に搬送する人	上記以外の人
- 6) B、C対象者の搬送の準備をする（担架、リヤカー、自転車、バイク、自動車及びそれに携わる人）
- 7) 医療機関情報は、良く見える場所に貼り出す。
- 8) 処置所の連絡隊員は、本部と密に連絡を取り合うと共に記録を残す事。
- 9) 死亡と思われる被害者が搬入されたら、看護師グループに連絡をすると共に、小金井署の指示を受ける。

避難誘導部 (活動マニュアル)

班員の避難誘導と避難所の管理運営の業務を行う

1 避難所情報の伝達と誘導

- 1) 隊員は事前に準備されている介護が必要なリストに基づき、担架、車いす等を、避難を希望する該当者の家に搬送する。(自宅待機もある)
- 2) 班長又は行動隊員は、人数を確認すると共に、「大切な物の持出し、火気の始末、ブレーカーの落とし、戸締り」を確認し合う。
- 3) 情報連絡部より避難所開設の情報が届いたら、行動隊員は直ちに手分けをして(南部、北部)部長、班長にその情報を伝える(メモ、地図等により)
- 4) 行動隊員は班員が揃った段階で、北部は一時避難所である前原小学校へ、南部は取りあえず多磨霊園へ、その後、前原小学校が正式の避難所に決定したら移動をする。
- 5) 情報連絡部より、負傷者の搬送等の誘導要請が来た場合は、指定された場所(ぐみの木公園、ハナミズキ公園、コスモス等)への誘導又は搬送を行う(救出救護部と調整を図って対応をする)・・・その後、指定避難所、又は、自宅へ送る。

2 避難所の管理運営

給食給水部と共同運営(給食給水部の行動マニュアルに準じる)

給食給水部 (活動マニュアル)

町会員に対する給食給水と避難所の管理運営の業務を行う

1 給食給水所の管理運営

- 1) 給食給水所は、下記の場所に設営する。
南部：ぐみの木公園 北部：ハナミズキ公園
- 2) 本部から炊出し等の指示を受けてから、防災倉庫から道具等を搬出し、テントを張るなど準備を始める。
- 3) 給水、給湯の準備が整ったら、薬を飲む人、赤ん坊のミルクを作る人への伝達を行う（部長、班長経由又はハンドマイクによる広報活動）
- 4) 炊出しによる食事の準備が整ったら、情報連絡部と共同で各専門部長、本部役員等に伝達すると共に、提供を始める。
- 5) 非常食（水を含む）が無くなった場合、情報連絡部に連絡を取り、コンビニ等より調達をする。仮に調達が出来ない場合は、役員、行動隊員へ食材提供の協力を依頼する。
- 6) ガスボンベの調達方法は、早い時点で検討をする。
店屋より調達する。出来ない場合は役員、隊員等へ協力依頼をする。
- 7) 作業は情報連絡部より、中止の指示があるまで継続する。

2 避難所の管理運営（避難誘導部と共同運営）

- 1) 区割り内容を行動隊員は、部長、班長経由で町会員に伝達させ、移動を開始させると共に、ハンドマイクによる広報活動を行う。
- 2) 落ち着いた時点で、班長に避難状況報告書の提出を依頼する。
- 3) 状況報告書には会員、非会員の区別、要介護者の印等を記載するなど、不備の無いものにする。

- 4) 班長は状況報告書が出来たら、部長に提出する。部長は自分が保管している事を行動隊員に連絡する。隊員はその旨を本部に連絡する。
- 5) 町会員からの質問、苦情等は部長と相談をして、回答すると共に本部にメモにより報告をする。
- 6) 要介護者の世話係（行動隊員等）は明確にしておく。
- 7) 情報連絡部からの情報は、速やかに班長等に連絡を行い、町会員に周知を行う。
- 8) 市からの配給物がある場合は、部長、班長経由で速やかに町会員へ伝達する。